

亀岡市障害者施策推進協議会 議事要旨録

日時 : 平成 29 年 8 月 29 日 (火) 午前 10 時 00 分～12 時 00 分

場所 : 亀岡市役所 202・203 会議室

出席者 : 委員

10 名

敬称略 : 峰島、酒井、法貴、荒樋、中村、沼津、加藤、光井、石野、田中

※欠席者 : 寺田、木崎、松井

亀岡市 (健康福祉部)

6 名

計 16 名

- 資料
- ・ 亀岡市障害者施策推進協議会次第
 - ・ 資料 1 第 4 期亀岡市障害福祉計画進捗状況報告
 - ・ 資料 2 第 5 期亀岡市障害福祉計画 (事務局案)
 - ・ 資料 3 (仮称) 亀岡市手話言語等コミュニケーション条例素案 (骨子)
 - ・ 資料 4 平成 28 年 3 月末 手帳統計

1. 開会

●事務局

定刻になりましたので、ただいまから亀岡市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中、またお暑い中ご出席いただき誠にありがとうございます。

亀岡市施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、障害者の施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事項を調査・審議するため、亀岡市障害者施策推進協議会条例に基づき設置されています。

今回は、現在の委員構成となりまして 2 回目の協議会となります。

本日の出席ですが、委員 13 名中 10 名の出席をいただいておりますので、施策推進協議会条例第 5 条第 2 項により、本会が成立していることをご報告申し上げます。

2. 委嘱状の交付

●事務局

会議開催に先立ちまして、委員の皆様にお知らせする事項がございますので、ご報告申し上げます。本協議会委員であります上西委員におかれましては、平成 29 年 4 月 1 日付の京都府人事異動に伴いまして、委員の交代の申し出がありました。

つきましては上西委員の後任であります京都府南丹保健所福祉室副室長の光井 貢様に新たに委員として就任いただくこととなりました。任期は平成30年7月31日までとなります。

只今から光井委員の辞令交付を行いたいと思います。それでは副市長よろしくお願いいたします。

―副市長より辞令交付―

●事務局

ありがとうございました。それでは開催にあたりまして、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。会長よろしくお願いいたします。

●会長

本日はご多忙の中、また残暑厳しい中、お集まりいただきありがとうございます。

本日の議題ですが、本日は現行の第4期亀岡市障害者福祉計画が今年度をもって期間満了となることから、第5期目となる次期障害者福祉計画の策定、また、多様化する障害児支援への環境整備に向け、今後の指針となる第1期亀岡市障害児福祉計画の策定について、第4期計画の進捗状況等を参照いただき、委員の皆様にご審議いただきたいと思います。

障害児者を取り巻く様々な課題は、地域社会全体の課題でもあり、関係各機関がこの課題を共有した上で緊密に連携を図り、解決に向けた取り組みを行うことが求められます。

この協議会が課題解決を目指す上で中心的な役割を担い、この計画の策定により、障害のある人もない人も共にお互いを認め合い、安心して暮らし続けることのできるまちづくりの実現に寄与するものとなることを願って、あいさつに代えたいと存じます。

よろしく申し上げます。

●事務局

ありがとうございました。

3. 議事

●事務局

それでは、次第に沿って議事に入りたいと思います。

会議の議事は、会長が執り行うこととなっておりますので、会長、議事の

進行をお願いします。

●会長

それでは、議事（１）第４期亀岡市障害福祉計画進捗状況報告について事務局から説明願います。

—資料１に基づき説明—

●会長

ありがとうございます。今の説明事項について、ご意見、ご質問等はございますか。

●委員

P79の短期入所について、計画より実績が少なくなっていますが、これは待機者がいるのか、申込者が少ないのかいずれになりますか？

●事務局

待機者がいるような状況です。

●委員

申込者が同じ時期に集中しているのですか？

●事務局

各施設定員を超え受け入れを行っていただいておりますが、緊急時においても受け入れ先が見つからず、給付決定に至っていません。

●会長

ほかにご質問はありませんか？

●委員

P80の計画相談支援についてですが、まだ計画相談を受けられていない人がいるのですか？

●事務局

現在、相談の導入率は90%近くに伸びています。サービス更新の際に案内を行い、随時相談を実施いただいているところです。

●会長

都道府県別の計画相談の導入率でいうと京都府は最下位を脱したと聞きましたかどうか？

●委員

最下位は脱しましたが、まだ低い状況に変わりはありません。

●委員

亀岡市の導入率は順調に増えており、漏れはないと考えていいですね。

●事務局

3ヶ月毎に1%、2%、3%と上昇しており、漏れはないと考えています。

●委員

計画を立てられる相談員が不足しており、一人当たり、70~80名を抱えているケースもあります。

●会長

計画を立てられる相談員の育成が課題ということですね。導入率の増加だけに目を向け、利用者に必要なサービスを提供するための計画を作る余裕がなくなるような事態にならないよう、お願いします。

あと、P74(2)の地域生活支援拠点等の整備についてですが、亀岡市の指針では南丹圏域の状況を鑑みながら、地域生活拠点支援の推進を図ると記されていますが、現状はまだ整備されていないということですよ。この点について圏域の中での新しい動き等の情報はありますか？

●委員

居宅介護をやりたいという事業所は増えていますが、生活支援拠点を掲げる事業所は減ってきています。

●会長

地域生活支援拠点事業所が圏域で整備されていない現状では、各市町で、個別の事業所を増やしていくしかないという思いはしています。

●委員

日中活動系サービスや児童発達支援等において事業所の定員を超えているケ

ースはありますか？

●事務局

児童発達支援の関係で定員を超えているケースはありませんが、日中活動系サービスについてどれだけの事業所が定員を超えているかについては数値を出していません。

●委員

現状としては、支援学校の今年3月の卒業生の受け入れについてもかなり厳しい状態で、定員に対し125%の受け入れ状態です。新規の受け入れの事業所が必要だと言われています。

●会長

P78の就労継続支援（B型）の達成率が100%に至っていないのは事業所が足りていないことが原因ということですね？

●委員

保健所では数年に一度各事業所を实地指導していますが、生活介護や就労支援事業所では利用契約を結んでいる方については定員よりはるかに多い状況です。しかし、実際に来所できる方は登録者の半数以下であり、実際の日々の活動で定員超過をしているかという点、生活介護では超過はしていません。就労支援事業所 A,B 事業所で若干あったとしても100%を少し超える程度です。

ただ、放課後デイサービスについては利用率が高く、日々定員超過を起こしている事業所があるのは事実です。定員超過にならないようにという指導はしていますが、放課後デイサービスについてはもう少し事業所があった方がいいのではとの思いを持っています。

●会長

放課後デイサービスの利用者が急激に伸びていることで、国の方でも放課後デイサービスの質について言及されつつありますが、その辺りについて相談支援の立場から何かありますか？

●委員

圏域で行っている発達障害児部会があり、そこで放課後デイサービス交流会を年数回実施しています、そこで事業所相互の交流を図り、放課後デイサービスの質を高めたいこうという取り組みを行っています。

●委員

放課後デイサービスのスタート時点で託児所のようにになっていた事業所があったことは事実です。そうすると生活支援を展開していくところまで至らず、本来の趣旨とかけ離れた状態でありましたので、国の方がサービスの質を高めしていくという姿勢を打ち出す中で軌道修正をされてきています。

また、自分の事業所でうまくいかなかった場合でも計画相談の方と相談されて、他事業所で放課後デイサービスを利用できるよう、事業所間の連携により臨機応変に対応できるようにするといった意見も出つつあります。

●会長

P81の放課後デイサービスの昨年度の達成率の記載は157.3%となっていますが、現実には足りていないのですね。

●委員

実績の人数は亀岡市の方だけですよね？事業所は実際には管外の方の受け入れも行っているのですが、事業所の利用率としてはもっと高いはずですよ。

●委員

あと質問ですが、P80の地域移行支援と地域定着支援、あとP82の保育所等訪問支援の実績値がゼロになっていますが、これについて目標値の設定が妥当であったかの検証が必要だと思いませんか？

●事務局

地域移行支援については平成25年度に1件の実績がありましたが、それ以降はありません。次期計画の目標設定時にはこの辺りを考慮する必要があると考えています。

保育所等訪問支援については、平成27年度以降の実績がゼロになっていますが、実績値の算出が月平均で割り出していることもあり、数値として表れてませんが、実際利用者が一人いました。訪問支援ができる事業所もあり、保護者からのニーズがあればサービスを受けていただければと考えています。

●会長

地域移行支援、地域定着支援については現状は一般相談の中で対応いただいているということですね？

●委員

そうですね。例えば医療少年院からの退院ケースで、地域移行支援サービスで対応を検討していた事がありましたが、毎月三重県の少年院まで行けず、結果的に一般相談の形で受けざるを得なかったケースもあります。

●委員

制度的に交通費が出ないという事も大きいですね

●会長

P83の自発的活動支援事業は新しい事業ですが、実績としては無しとなっていますが、実際は地域の中で支援を行っているものと思います。

●委員

自発的活動支援事業について内容を具体的に教えていただきたいのですが？

●事務局

地域生活支援事業の中の一項目で、目的としては障害者等が自立した日常生活および社会生活を送ることができるよう、障害者とその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより共生社会の実現を目指すものです。事業内容がいくつかあり、実施の形態も様々ですが、一つには「ピアサポート」というものがあり、障害者等や家族が互いの悩みを共有したり、情報交換を行う交流会活動を支援するとか、災害対策として障害者を含めた地域における災害対策活動を支援するといったものや、孤立防止活動支援という障害者が地域で孤立することのないよう見守り活動の支援、社会活動支援として障害者が仲間と話し合い、自分達の権利擁護や自立のために社会に働きかける活動（ボランティア活動）の支援、障害者の社会復帰活動の支援等が事業内容となります。

●委員

この事業に対して市としてどのような支援を行ってきたのですか？

●事務局

この事業については要綱等はなく、事業費を予算化している訳でもないので、資源の活用、連携の模索等の内容にとどまっています。

●会長

高齢者サロンのような障害を持った子どもたちが地域活動に参加できるよう、地域での支えあい、見守りの場があれば、子どもたちが大人になっても地域で受け入れができる環境が整うのではないかと思います。放課後デイサービスを利用していると、なかなか地域で障害をもった子ども達の存在が認識されにくいという問題があります。

●委員

毎年8月に地域学校といいまして、各学校で支援学校に通う生徒との交流会を実施していますが、こういった事業と重なる部分があるのかなという印象を持ちました。福祉、教育という行政の縦割りを見直し、一緒になって事業を実施してもらいたいという思いを持っています。

●会長

支援学校に放課後児童会のような場を設けるとか、地域の学校で実施している放課後児童会が受け皿となるよう専門スタッフを配置するとか様々な案が考えられますが、私は地域の学校が受け皿になれば放課後デイサービスの経費削減にも繋がるのではないかと考えます。

●会長

他に質問はよろしいでしょうか？

ないようであれば、議事（2）第5期亀岡市障害福祉計画の策定について事務局から説明願います。

－ 資料2 第5期亀岡市障害福祉計画事務局案に基づき説明 －

●会長

国の指針はまだ出ていないのですね。

●事務局

指針は出ていますが具体的な中身まではまだ出ていません。

●委員

P5の下部に挿入されている「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に関する記載については、今後国から具体的な指針が示される可能性があることから、「申請があれば指定を行うことができ

るという事項」という記載を「事項等」に改めてはいかがでしょうか？

●事務局

そのように訂正をさせていただきます。

●委員

法律で定められていますが、障害福祉計画の上位計画として「地域福祉計画」があると思うのですが、亀岡市では地域福祉計画は策定されていますか？

●事務局長

平成28年度に地域福祉計画の策定更新をしています。

「地域福祉計画」については亀岡市が策定し、「地域福祉活動計画」については亀岡市社会福祉協議会が策定しています。

●委員

「地域福祉計画」の中に障害、介護、児童といった内容も盛り込まれているので、障害福祉計画についても地域福祉計画と整合性を図る必要がありますね？

●会長

「共生社会」の構築というのが今の社会の大きな流れであります。障害者も地域の中で「支援される側」に留まるだけでなく、「支援する側」に回ることも必要になってくるのではないかと思います。先日亀岡の総合防災訓練が開催されましたが、障害者も怪我等がなければ災害被災者を支援する役割を担うこともあっていいのではないかと思います。それを実現するためには災害発生時に障害者も支援活動ができるような仕組み作りが必要だと思います。本来「共生社会」というのは健常者も障害者も相互に助け合えるような社会を実現していくことだと思いますので。

●事務局長

先ほどの補足ですが、「亀岡市地域福祉計画」については地域福祉課で担当しております。平成28年3月に改訂更新しており、計画期間は平成28年から平成32年までの5年間です。この計画は市の総合計画を具体化するものであり、この計画の下位に「子ども子育て支援事業計画」、「障害者基本計画」、「障害福祉計画」、「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」が入ってきます。ご指摘のとおり、地域福祉計画は障害福祉計画の上位計画であるため、計画策定時には整合性を図っていきたいと考えています。

●委員

P6の計画の視点の①障害者の望む地域生活の支援の中に介護保険の共生型サービスの関係で、今障害福祉サービスを利用している人の中で65歳以上の高齢者の支援の在り方が問われているといったような表現を入れた方がよいのではないですか？また、それと連動した形でP8の障害者の現状の中で障害福祉サービスを利用している人の中で65歳以上の方がどれくらいいるのか実態を提起してはいかがでしょうか？

●事務局次長

P8の数値資料に障害者サービスを利用している65歳以上の高齢者の人数を挙げるということですね？

●委員

共生型サービスの対象が現在障害福祉サービスを利用している65歳以上の高齢者となっているのでデータとして示す必要があると思います。

●会長

個人的に知る範囲内でも介護保険サービス対象の方でも、年齢的にまだ若く、80代以上が中心の介護保険事業所でサービスを受けることが難しい方や、手話通訳が必要な方で、介護保険事業所で対応できない方については日中一時サービスを利用されているケースもあります。そういう方の実態を把握し、提示した方がよいということですね？

●委員

強制的に共生型サービスを使えとは書けないので、課題としてこれだけの対象者がいるということ提起してもいいのではないですか？

●会長

共生型サービスについては行政の縦割りを崩していかなければならないという問題もありますし、地域の中でもこれまで見えてこなかった障害者や高齢者の出会いの場所を作っていない限り相互理解が深まらないと思います。単純に財源を効率よく使うというだけの発想に留まらず、メリットを上手く活かせるような計画作りをしていただけたらと思います。

●委員

あと成果目標ですが、国が基本指針で目標となる数値の算出根拠等を提起し

てはいますが、第4期の時点で実際に目標数値を出さなかった都道府県もありました。施設入所者の地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行についても国から目標割合が示されていましたが、実態に合っていないということで「福祉施設から一般就労へ移行できる入所者はいない」といったような提示をしている都道府県も2, 3ありました。そういう意味では、国の指針に捉われず柔軟に考えて実現可能な目標に代えてもいいのではないかと思います。

●会長

亀岡市が目標数値をゼロにすると京都府としては他市町村でカバーしなければいけないという問題もありますので、目標設定については京都府とも連携を図りながら進めていければいいのではないかと思います。

●委員

私の施設は開設58周年となりましたが、開設時から入所されている方がいらっしゃいます。当時は成人でない方も受け入れを行っていましたが今はその方たちが高齢期を迎えています。数年前にその方たちが一斉に亡くなるということがあり、病院も在宅医療に力を入れている状況にあることから、重度障害者の暮らしの場としての役割を担っている施設の立場からすると、そういう方たちの看取りをせざるを得ない現状があります。また、これまで家族が支え続けてきたものの、限界がでてきたために入所を希望するケースも増えてきています。ただ施設側としても人的資源の不足から緊急の短期入所の希望があっても受け入れができないという実態があり、数値的な目標の達成と入所者の生活の質の維持をどう両立させていければいいかということを考えています。今は他府県からの入所希望者もいるような状況で、この問題により一層頭を悩ませているところです。

●委員

障害福祉を担う人材が不足しているという問題は大きいと思うので、人材育成についても計画に盛り込む必要があるのではないですか？

●委員

高等学校では医療系の大学に進学を希望する生徒は増えていますが、福祉系の大学への進学を希望する生徒は激減しています。介護福祉士の現場実習等に行くと現場の職員から「仕事がとても大変だ」といったマイナスの情報を聞いてくるのが原因のようです。高校生が希望を持てる仕事になっていないのが人材不足を招いている一因でもあると思います。

●委員

私の大学でも「この学部は福祉の資格を取らなくてもいいんですよね？」という学生からの問い合わせがあるくらいですから、かなり大きな問題です。

●会長

南丹圏域でも聖カタリナ高等学校が福祉系コースの募集をやめると聞いています。

●委員

園部高等学校も生徒が集まらないので福祉系コースがなくなりました。介護士も看護師と同程度の条件にならないとなかなか人が集まらないのではないですか？

●委員

報酬に係る費用を補助することはできないのですから、研修費等の人材の育成に必要となる費用を支援することを本気で考えてもいいのではないかと思います。計画を策定してもそれを実行するための人材が集まらない、育たないのでは目標達成ができないのですから。

●委員

看護系の大学の場合は年間200万円程度の授業料がかかり、卒業までは800万程度の費用を要しますが、5年間看護師として病院に勤務すると奨学金の返済が免除になるような制度があります。看護系の専門学校も同様で、地元の病院に勤務すると授業料相当額が免除されるような制度がありますが、福祉系の大学、専門学校はそういった制度がありません。福祉施設に勤務して奨学金が返済できるかというとなかなか厳しいのが実状です。

●委員

私自身この仕事は社会で重要な役割を担っている仕事だと自負していますし、京都府でも福祉分野の就職フェアを開催していただけて頑張らせていただけていますが、1年前に悲惨な事件があったこともあり、現場の大変さ、辛さばかりがクローズアップされて各事業所とも思うような人材の確保、育成に本当に苦労されていると思います。

●委員

計画の6P、7P 計画の視点や整備方針の中でこの問題解決に向けた方向性を示していくことを検討していただければと思います。

●事務局長

市町村だけでこの取り組みを進めるのは難しい状況であることはご理解ください。

●会長

亀岡市だけで事業を推進していくのは確かに難しいですから、京都府とも連携を図りながら圏域単位で取り組みを進めていく方向で考えるしかないと思います。

●委員

どこかの市町村が口火を切らないと始まらないのも事実ですので、亀岡市が先駆的に取り組みを進めてもいいのではないかと思いますか？

●会長

この問題についてはまたワーキンググループ会議の中で圏域内の各施設のご意見をお聞きし、検討していきましょう。

他に質問はよろしいでしょうか。

ないようであれば、議事（3）その他について、議事（1）、（2）以外に事務局から補足説明、報告等がありますか？

—資料3（仮称）亀岡市手話言語等コミュニケーション条例素案（骨子）に基づき説明—

●会長

全国の中でも様々な取り組みが進められています。京都府でも条例制定に向けた取り組みが進められているところですし、綾部市でも本年12月に制定予定と聞いております。

手話は言語であるとして認めてほしいとの思いから、全国のろうあ者団体からの手話言語法を制定してほしいという国への要望の動きと連動して、各市町でもこういった条例の制定が広がっているところです。ただ、視覚障害者や知的障害者等も同様にコミュニケーションに困難を抱えられていることから、亀岡市では手話によるコミュニケーションだけでなく、コミュニケーションに困難を抱える全ての人を対象とした条例という位置付けで制定を目指しているところです。

●委員

「当事者団体から委員を選出」と資料に記載がありますが、重度の身体障害者の方々の意見が反映されるよう、委員の選出に柔軟性を持たせてもらいたいです。

●委員

この条例はコミュニケーションに支援を必要とする方全てが対象ということですね？

●会長

例えば知的障害者の方が窓口に来られたら、分かりやすいように絵表示、サイン表示を増やすといった事も含まれます。

●委員

人口割合で言うと、「手話言語等」というよりも「意志疎通」と謳った方が良いような気もしますが。

●会長

障害当事者全体の人権問題という視点を代表する言葉として「手話言語」という言葉を用いています。「手話を言語として認めてほしい」ということだけでなく、手話を用いる聴覚障害者を人として認めてほしいという思いが込められています。

●委員

身体障害者手帳所持者の半分が肢体障害者ですが、積極的に活動されている方は軽度の障害の方で、重度障害の方は施設に入所されている方が多く、あまり表に出てこられていないのが現状です。ですので、重度障害者の方の実状をよくご存じの方に委員に入ってもらいたいです。

●委員

「手話は言語である」ということと、意思決定支援、意志疎通支援は必ずしもイコールではないので、何が重点なのかということは十分議論が必要かと思います。あと、条例を制定するだけで終わるのではなく、条例を制定して実際に市民が変化を実感できるように、具体的な施策を打ち出してもらいたいです。

●会長

亀岡市は手話に関しては全国的に進んでいる自治体であると思います。この条例を作成する上で手話だけに留まらず、他のコミュニケーション手段についても視点を広げていくことは亀岡市のスタンスとして大事なことでと思います。京都府が作成する条例にも各市町の役割が明記されると思いますが、府の条例とも整合性を取り、前述の意見を踏まえながら今後の条例検討委員会で検討を進めてください。

●事務局次長

はい、委員の皆様から頂戴したご意見を参考に準備を進めて参ります。

●会長

他に質問はよろしいでしょうか。

ないようであれば、議事（3）その他について、委員の皆様から何かございますか。

—発言がないまましばらく時間が経過—

●会長

それでは最後に、次回開催日程ですが、計画策定に係るパブリックコメントの実施時期を勘案しますと、12月中の開催が妥当かと考えます。具体的な日程が定まりましたら、事務局より連絡をお願いします。これをもちまして、全ての議事が終了しましたので、進行を事務局の方へお返しします。

●事務局

閉会にあたりまして職務代理者よりお願いします。

●職務代理者

年末から年明けにかけて報酬単価ですとか、今後昨年6月に公布された法律の具体的な通知が出てくるかと思えます。計画策定については、パブリックコメント実施まで慌ただしい中での作業となりますが、今後ともご協力の程お願いいたします。

●事務局

以上で、本日の亀岡市障害者施策推進協議会を閉会します。
ありがとうございました。